



県章

群馬県報

平成26年
11月7日(金)
第9247号

■ 目 次

ページ

告 示

○土壤汚染対策法による区域指定（環境保全課）	2
○土壤汚染対策法による区域指定の解除（同）	2
○保安林予定森林（森林保全課）	2
○道路の区域変更（道路管理課）	3
○道路の供用開始（同）	3
○同	4
○都市計画道路の変更に係る縦覧（都市計画課）	4
○都市計画公園の変更に係る縦覧（同）	4

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請（N P O・多文化共生推進課）	5
○所在不分明通知（森林保全課）	5
○同	7
○土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課）	8
○土地改良区連合役員の就任の届出（同）	9
○都市計画道路変更の県原案（都市計画課）	10
○公聴会の開催（同）	10

選挙管理委員会告示

○群馬県議会議員補欠選挙（北群馬郡選挙区）における候補者の選挙運動費用収支報告書の要旨	11
---	----

■ 告示

◎群馬県告示第323号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成26年11月7日

群馬県知事 大澤正明

1 指定する区域 沼田市恩田町324番の一部、329番2の一部

2 指定に係る特定有害物質の種類

土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 六価クロム化合物

◎群馬県告示第324号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成26年群馬県告示第323号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部について、当該指定を次のとおり解除する。

平成26年11月7日

群馬県知事 大澤正明

1 解除する区域 沼田市恩田町324番の一部、329番2の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称 六価クロム化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

◎群馬県告示第325号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

平成26年11月7日

群馬県知事 大澤正明

1 (1) 保安林予定森林の所在場所 吾妻郡中之条町大字赤坂字行沢1474の2、1725の2、1962の2

(2) 指定の目的 水源の涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。